

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

今ほど議院運営委員長から御発言ございました。今ほど、庶務関係小委員会、図書小委員会で質問もあつたところでございますので、この場では二問だけ事務総長にお伺いしたいと思ひます。

我々参議院議員に一番身近であり、議員を補佐する公務部門である参議院事務局は、国民的要請を踏まえて、その必要性、価値が認められた制度として法律などにより設けられた各組織でございます。運営面から本会議、委員会をサポートする会議運営部門、内容面からサポートする調査部門、参議院の活動を多角的にサポートする総務部門があり、どれも皆、立法院である参議院を支えるために重要な組織です。本院の機能を十全に發揮するためにも適切な人員配置を行う必要があるかと思ひます。

事務総長は参議院事務局のトップとして事務局

全体を見た上で配置等を行っているのかとの平成二十八年一月、平成二十九年一月の私の質問に対し、元事務総長、前事務総長は、今まで足りなかつた側面について事務局全体に十分に目配りしてまいりたい旨答弁あつたところでございますが、この点について現事務総長の見解を伺ひます。

○事務総長（岡村隆司君） お答えいたします。

事務局では、例年三月頃、管理職を除く全職員を対象として意向調査を行い、本人の希望を把握した上で配置換えを行っているほか、様々な機会を捉えて、職員の希望、状況等の把握に努めております。

全職員の希望に沿つた配置換えを行うことは難しいところではありますが、今後も引き続き事務局全体に目配りをしてまいりる所存でございます。

○吉川沙織君 参議院事務局は定員規程がございます。定員は定められていますが、部局ごとの定員に関する規定はありませんし、その縛りもないのが現状だと思ひます。

先ほどの庶務関係小委員会でも指摘申し上げましたが、予算定員と実員に乖離状態がございます。それは、例えば事務局部門と調査部門で大きくバランスを欠いている状態が現状であると承知しておりますが、このバランスを欠いている現状に対し、事務総長の御見解をお伺ひいたします。

○事務総長（岡村隆司君） 事務局といたしまし

ては、政府の定員削減計画に協力してきておりますが、これにより、基本的に庶務・管理部門を中心として削減してきた中、国会事務局には多様な職種があるため、それらの職員を直ちに調査室に異動させることが難しい面もござひます。

しかしながら、立法補佐機能の根幹を成す調査室において定員との乖離は決して望ましいものではございませんので、引き続き、新規採用などを通じて必要な人員をしっかりと確保し、乖離の解消に努めてまいります。

○吉川沙織君 引き続き、予算定員と実員との乖離状態、そして公務部門の人員政策につきましては、これまでもそうでしたが、今後も注視して指摘申し上げますので、是非取組をいただきましたという事を申し上げます。私の質問を終わります。

案に賛成、令和三年度参議院予算案に反対の立場から意見表明を行います。

野党第一会派として参議院の本予算案に反対せざるを得ないのは、立法府に身を置く議会人の一人として断腸の思いです。

国会法第百三十二条の二は、「議員会館を設け、各議員に事務室を提供する。」と規定しており、我々議員が国会で活動するに当たって重要な役割を担っています。

平成二十八年以降の議員会館は、PFI方式により第二十四回参議院議員通常選挙後より運用され、令和二年四月から第二期事業に入っています。第一期目の最後の数年で大幅にその費用が増えたことについて先ほどの庶務関係小委員会指摘し、明らかにしたことは、令和元年第二十五回参議院議員通常選挙でまず行われた定数三増に伴う費用増でした。第一期事業開始段階で想定されていた議員事務室は当時の定数であった二百四十二室であり、議員定数を増やす議論は想定されていませんでした。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。

我が会派は、令和二年度参議院第三次補正予算

平成二十九年四月二十一日、当時の議長の下に設置された参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は、十七回にわたる議論を重ね、平成三十年五月七日に報告書を取りまとめました。しかしながら、その後僅か一月足らずの平成三十年六月一日、専門委員会では全く議論されていない公

職選挙法改正に関する自民党の考え方が唐突に提案されました。

この考え方は各党派代表の議論の集大成である報告書をほごにするに等しいものですが、当時の議長はあつせん案を提示することもなく、議員定数増を含む公職選挙法改正が数の力で行われ、結果として参議院議員定数増となったのです。

令和三年度参議院予算案には、参議院施設費として議員定数増に伴う会館議員事務室整備として三億円に迫る予算額が計上されています。これは、令和四年第二十六回参議院議員通常選挙に伴う整備費であり、法律が成立している以上、これ以上申し上げるものではありませんが、各党派の代表者による議論の積み重ねを振り返ると、やはり理にかなわないのではないかと思うのです。

次に参議院改革協議会が設置されるときには、各党派の合意点を見出し、参議院の存在意義と参議院の独自性を発揮できる会議体になるよう強く望むものであることを申し上げて、意見表明いたします。